

# 2007年版デュプリケートブリッジの規則 旧規則との変更点について

2008年3月 仲村篤志

今回の規則改正で条文の変わったところを解説します。日本語版においては今回の2007年版に合わせて読みやすい日本語への変更を考慮し、1997年版と内容が変わっていても表記が変わった部分が多くありますが、ここでは規則の内容自体が変わったところについて取り上げることにします。

まずはじめに、規則の目的が前書きに代わりました、前書きには前書きと定義は規則の一部であること、見出しは規則の一部ではないことがあらためて記載されました。助動詞とペナルティの関係が記されていますが97年版にも訳注として記載されていたので日本語版ではおなじみです。

<<解説>> 題名が「コントラクト」が抜けて「デュプリケートブリッジの規則」になりました。

<<解説>> 助詞の使い分けの例としては、13枚を数えるのが取り出しでは「ねばならない」返却では「ものとする」(第7条)で重要度が使い分けられています。

では定義から92条まで順に解説します。

## 定義

用語変更は、「修正」に関するものが「調整」と「ペナルティ」に、「反則行為」が「違反行為」になりました。

<<解説>> その他の変更

「コンベンショナル」 → 「アーティフィシヤルなコール」

訳変更 「オポネント」 → 「対戦相手」

「サイド」 → 「側」

「フォローする」 → 「スーツにフォローする」

追加 「意図しなかった」「揃えられたデッキ」「取り消した」「プレイ期間」「ペナルティカード」「余計な」

削除 「ディレクター」「リボーク」

<<解説>> 「セッション」において、規則のなかでもセッションの意味の違う可能性について注がなされました。

<<解説>> 旧規則で多く「ペナルティ」とされていたところは調整(Rectification)となりました。ペナルティは新しく定義され手順違反と規律罰則にだけ使われ、それ以外は「調整」ということになりました。規則の前書きにある目的にそった変更と思われます。すなわち「違反行為に対する処罰ではなく」「状況の調整」と「損害の補償」であることのあらわれでしょう。ちなみに Rectification は旧規則では「修正」として定義されていました。

## 第6条 シャフルとディーラー

### D. シャフルのやり直しと配り直し

シャフルのやり直しを指示する期間が「双方の側がハンドを見るまで」から「オークションが始まる前」に変わりました。「オークションが始まる前」とはオークション期間は開始していても最初のコールがなされるまでという意味です。

## 第7条 ボードとカードの管理

### C. ボードへのカードの返却

シャフルしてカードをボードにしまうことが明記されました。

## 第9条 違反行為があった時の手順

### A. 違反行為の指摘

3項においてダミーはディフェンダーの違反行為も防止することが出来るようになりました。

### B. 違反行為の指摘後

1項において旧規則では「ディレクターを呼ばなければならない」が「呼ぶようにする」と変更されまし

た。

## 第11条 調整を受ける権利の消滅

旧規則ではB項にて見物人が指摘した反則行為に関する記述がありましたが新規則では削除されました。代わりに見物人規定がJ C B Lにより定められ、旧規則と同様の処理が規定されました。

## 第12条 ディレクターの裁量権

### B. スコア調整の目的

新規則では、スコア調整の目的が「非反則側の損害を補償し、また反則側が反則行為から得た利益すべてを取り去ることである」と明記されました。

### C. 調整スコアの査定

1 (c)項で調整スコアの加重平均を与えることが管轄団体に任せられ、J C B Lは加重平均を与えることにしました。旧規則では上告委員会にのみ与えられていた権限です。例えば、選定スコアが4 Sメイクか1 ダウンで悩んだとき、4 Sメイク6 2 0点が2 0%の確率4 S 1 ダウン1 0 0点が8 0%の確率の場合、マッチポイント (以下MP) でM a x 1 2 MP、メイクだと1 1 MP、ダウンだと3 MPだとしましょう。メイクは1 1 MPの2 0%で2.2、ダウンは3 MPの8 0%で2.4、合わせて4.6 MPとなります。対戦相手は7.4 MPとなります。現場ではすべてのスコアを入力後、それぞれのMPを計算して仮に入力したスコアとの差をペナルティの欄に入力することになります。

<<解説>> 次にIMP戦の場合、裏のスコアは同サイドの3 NTメイク6 0 0点の場合は？

メイクは1 IMPの2 0%で0.2 IMP、ダウンは1 2 IMPの8 0%で9.6 IMP  
合計9.8 IMPを四捨五入して1 0 IMPになります。

計算結果の最小単位は以下の通り競技会規定に定められています。

マッチポイント (チーム戦を含む)	0.0 1
IMP	1
トータルポイント	1 0
VP	0.0 1 ※加重平均には関係ありません

## 第13条 カードの過不足

### A. ディレクターが普通のプレイができると判断した場合

旧規則ではプレイヤー4人の了承を取らないとできなかったプレイ続行の指示が、ディレクターの判断だけで指示できることになりました。終了後影響があったと判断された場合はあらためて調整することが明記されました。

### C. プレイ終了後

過不足のあるままプレイが終了した場合、手順上のペナルティを負うことが本文中に明記されました。カードが不足していたプレイヤーも反則者になることに注意。

### D. コールが行われていないとき

プレイ続行の指示に対してA項同様、プレイヤーの同意は必要なくなりました。

### E. カードの配置と移動

カードの過不足があったときはパートナーには不当な情報であり、オポーメントには正当な情報になります。

### F. 余分なカード

ボードに5 3枚目のカードが紛れている場合の対処が追加されました。不足があった場合は第1 4条参照

## 第15条 間違っただボードのプレイ

### C. オークション期間中に発見した場合

オークション期間中に間違っただボードをプレイしていたことに気がついた場合、後にやり直すオークションで「故意に妨げたと判断した場合」つまり最初コールからわざとはずれて調整を得ようとするプレイヤーに対して手順上のペナルティを科したり調整スコアを与えることができることが明記されました。やり直したテーブルにいる4人全員が対象になります。

## 第16条 正当な情報と不当な情報

### A. プレイヤーの情報の利用

プレイヤーはどの情報に基づいた行動をしていいのかがあらためて整理されました。

### B. パートナーから得た余計な情報

1 (b)項では、論理的な行動が定義されました。「そのパートナーシップのシステムを使用している」「当該レベルのプレイヤー」

2項では、「後でディレクターを呼ぶ権利を留保することを宣言できる」かどうかを管轄団体が決めることができますがJ C B Lはあらためて認めることになりました。(旧規則では決定権が主催団体でしたが新規則では管轄団体になりました。)

3項では、ディレクターを呼ぶタイミングが旧規則では「すぐディレクターを呼ぶ」だったところが「プレイ終了後ディレクターを呼ぶ」に変更されました。ただし脚注にディレクターを呼ぶタイミングが早くても遅くてもそれ自体は反則行為ではないと明記されています。

#### C. その他の出所から得た余計な情報

ディレクターの選択肢に、配り直し2(b)と、調整スコアを与える用意の下でのプレイ続行が1(c)加わり、代理の指名(旧規則B2)がなくなりました。より現実的な対応ができます。

### 第17条 オークション期間

#### A. オークション期間の開始

オークション期間の開始が、「パートナーの一方が自分のカードの表を見たとき」から「パートナーのどちらかがボードからカードを取り出したとき」に変わりました、微妙な変更ですが第24条に影響します。くわしくは第24条にて。

#### D. 間違っただから取り出したカード

3項では旧規則では間違っただから1番ボードをプレイするときに2番ボードのカードを見てコールしてしまった場合、2番ボードをあらためてプレイするとき、さっきそのカードを持ってしたコールと少しでも違くと調整スコアだったのですが新規則では、大幅に意味が異なる場合に変更になりました。

4項では手順上のペナルティを科してもかまわないことが明記されました。

### 第20条 コールの復唱と説明

#### F. コールの説明

「ディレクターの指示があるときを除き問題のコールをしたプレイヤーのパートナーが質問に答えるものとする。」「ディレクターの指示」とは例えば取り決めがあるのは覚えているけれど取り決めの内容を忘れてしまったときなど。

4項、自分の説明の間違いに気がついた場合は、「ただちにディレクターを呼ばなければならない」です。「ねばならない」に注意。

#### G. 間違っただから手続き

1項、パートナーの利益を目的として質問することが不当であるとあらためて明記されました。

2項、J C B Lはプレイ中における自分のコンベンションカードの参照を許可していません。

### 第21条 間違っただから情報に基づくコール

#### B. 対戦相手の間違っただから情報に基づくコール

1項、「そのコールを行うという決定に十分影響を与えた可能性がある」とディレクターが判断した場合は」となり、無条件で認められるものではなくなりました。

### 第22条 ビッド終了後の手順

#### B. オークション期間の終了

オークションの終了からオークション期間の終了までの期間が新たに説明期間として命名されました。内容自体は変わっていません。

2項にてパスアウトの場合のオークション期間の終了が定義されました。旧規則では定義がなかったためパスアウトの最後のパスがビディングボックスのつまみ間違いと主張されたとき訂正期間が曖昧でした。

<<解説>> オークション期間はオープニングリードが表向きになったときに終了するため、説明期間であっても第21条で定めるとおり間違っただから情報に基づくコールは言い直しを認めることができます。最後2つのコールを取り消してオークションが継続することもあります。説明の訂正やその内容は反則者側にとって不当な情報になります。

### 第23条 損害の可能性に気づくこと

旧規則の第23条の損害を与える強制されたパスと第72条規則の遵守B規則違反1調整スコアの両条項が合わさって、新規則の第23条になりました。旧規則同様反則者が知り得た可能性があったかどうか

要で、知っていたかどうかは関係ありません。ディフェンダーのプレイしたカードの判定と同様、規則の一貫した概念になります。

## 第24条 プレイ期間より前に見せたり、リードされたカード

先ほど触れましたがオークション期間の始まりが変わったため24条の裁定が変わります。例えばボードからカードを取り出して枚数を数えているときカードを落としてしまいました。表向きになった場合、旧規則では不当な情報、新規則ではペナルティの対象になります。ただしポケットに入っていた13枚のうち1枚が表向きで数えているときに見えてしまった場合は、「自らの間違いにより」ではないので従来通りの不当な情報扱いとなります。

## 第25条 コールの適法な言い直しと違法な言い直し

### A. 意図していなかったコール

3項、最後から2つのパスについて訂正期限が明らかになりました。

4項、取り消したコールの後のコールもちろん取り消せるのですがその情報は取り消した側にだけ正当な情報です。第21条とは逆になりますが、だれが悪かったかを考えれば混乱することはないでしょう。

### B. 意図したコール

A項以外の言い直しはLHOが認めないかぎり一切認められず不当な情報となります。旧規則の複雑な扱いが無くなり非常にスッキリしました。87年規則（前の前ですね）のときは最初のコールが違法かどうかで分けて記述されていたのですが本規則では、言い直したコールを取り消すとだけになっています。リードの制限に関する記述が削除されましたが「第26条 コールの取り消し、リードの制限」で適用されます。

## 第26条 コールの取り消し、リードの制限

### A. コールが特定のストを示す場合

1項、規則が変わったわけではありませんが、取り消したコールが複数のストをあらわす場合、「それぞれを」「特定」したときだけペナルティが免除されます。複数のストのうち片方だけを特定した場合はそのストに関してだけリードの制限が免除されます。さらに「特定」にはそのストでのビッド以外も含まれることに注意が必要です。またメジャーオープンに対するマイケルズのように一つのストと何かの場合はA項が適用されません。したがってB項「その他の取り消したコール」が適用され任意ストの禁止のみでアナザメジャーの要求はできません。アナザメジャーをその後のコールで特定したとしてもその特定したストのリードの禁止が免除されることはありません。

## 第27条 不十分なビッド

### B. 不十分なビッドが受け入れられなかった場合

1(b)項、旧規則の「コンベンションではなく、同じデノミネーションで最低の十分なビッド」新規則B1(a)だけでなく、言い直したビッドが不十分なビッドより「より詳細な意味」を含んでいれば（情報量が多くなったとしても）他のコールに変えてよいということになりました。他のコールにはダブルやジャンプしたビッドも含まれます。例えば1C-1S-1Hをネガティブダブルに変えてもノーペナルティということですが、1D-2C-1Hの場合はどうでしょう、4-3-2-4ぐらいでも言いそうですから1Hの意味を完全には含まないのでアウトになります。最初の例でも、2-3-4-4でもビッドする約束の人、つまりよっぽど強くアナザメジャーを保証すると約束でもしていない場合以外は調整なしとはなりません。その他にもトランスファー、DOP Iなど例が挙げられるでしょう（会報54/6参照）。

4項、言い直したビッドがまたもや不十分だった場合が明記されました。

### C. 早まった言い換え

反則者は早まって言い換えると、言い直しのオプションの説明の後コールを選ぶことができなくなりました。

### D. 非反則者側が損害を受けた場合

最終的に非反則者側が損害を受けたと判断したらいつでも調整できます。

<<解説>> 会報掲載時は「情報が含まれている最も低い合法的レベル」でしたが変更されました。

<<解説>> 会報掲載時はダブルやリダブルへの言い直しが認められないときは反則者もパスしなければなりませんでしたがさらに変更されました、反則者は十分なビッドかパスに訂正しなければなりません。（旧規則と同様）

<<解説>> 早まった言い換えがあった場合、まず言い換えられる前の不十分なコールを受け入れるかどうか裁定します。受け入れられなければ早まって言い換えられたコールは成立します。早まって言い換えられたコール自体を受け入れるかどうかの裁定は必要なく、言い換えられたコールがB項のどれに

当てはまるかを裁定することになります。

最初のコールを受け入れることはできても早まった言い換えを受け入れることはできません。

### 第30条 順番外のパス

#### C. パスがアーティフィシャルのとき

定義の変更でコンベンショナルがアーティフィシャルとなっています（第31条以降も同様）そしてアーティフィシャルなパスだけでなく「アーティフィシャルコールに対するパス」も対象となることに注意することが重要です。つまりパス自体にアーティフィシャルがなくても、直前のパートナーのコールがアーティフィシャルな場合は第31条の順番外のビッドを適用します。

#### <<解説>> 第36条 認めることができないダブルやリダブル

##### B. 調整の前に反則者のLHOがコールしなかった場合

以降「第23条および第26条のリード制限を適用することがある。」という表現がよく出てきますがこれは23条は適用したりしなかったり、26条は適用はするけどリードの制限は適用されなかったりという意味です。（以下同様）

### 第40条 パートナー間の了解事項

#### B. 特別なパートナー間の合意

特別な合意に関するJCB Lの規定はJCB Lコンベンションリストがこれに当たります。

2(a)項で、「パートナーシップのどちらのプレイヤーが行ったコールまたはプレイかによって、意味は異なってはならないという一般原則を変えることもできる」JCB Lでは認めていません。規則の意味するのは例えば親分子分システムのようなものです。

2(b)項、まずコンベンションカードという言葉がシステムカードという言葉に置き換わりました。どちらも定義はされていません。そしてディクレアラーサイドは説明期間に自分のシステムカードを参照することができるように規則が変更されました。これはプレイヤーに説明の間違を訂正するための処置です。自分のシステムカードの参照についてJCB Lは別途の規定をしていませんのでそれ以外については従来通り禁止されます。

2(c)項で、JCB Lは相手のコンベンションカードをいつでも参照できるように規定しています。これは相手のコンベンションカードを見ないと、パートナーのコールにアラートをすることが出来なくなるためと、単純に時間の短縮のためです。ただしコンベンションカードを参照すること自体は不当な情報になりますので、ディレクターはそのような対応が必要になります。

3項は、例えば対戦相手の不十分なビッドに応じて合意を変えることを取り決めできるということです。JCB Lではこのような取り決めを禁止します。

6(a)項で、説明不足に対する調整にはその情報が選択に「重大」である必要があります。実際の裁定はそれほど変わらないでしょうが、過度な調整の要求に対してディレクターは柔軟に対応できます。

#### C. システムからの逸脱とサイキック

1項、繰り返されるサイキックやシステムからの逸脱は「暗黙の合意が成立してパートナー間のシステムの一部」となることがあらためて規則で定義され公開の必要が規定されました。ハンドブックでは極めて弱いオープンやプリエンプトがプリアラートの対象となってい1NTの点数レンジの記入方法(14)15-17などが指示されています。

3(a)項、JCB Lは「記憶や計算、または技術の助けとなるようなもの」の使用を認めていません。

<<解説>> 会報掲載後、対戦相手のコンベンションカードの参照は「オークション期間中いつでも」から「オークション期間中およびプレイ期間中いつでも」となりました。不当な情報については注意深い対応が必要になります。

### 第45条 プレイされたカード

#### C. プレイしなければならないカード

2(a)項で、「触れるか、触れそうになっていたか、プレイしたことを示唆するような位置に持っていたか」から「触れるか触れそうな状態で持たれているか」に訳が変わりました。意味は従来とかわりません、一瞬に触れたくらいではプレイされたとはみなされません。（原文は held face up で変わりません）

### 第50条 ペナルティカードの処置

#### E. ペナルティカードから得た情報

ペナルティカードから得られる情報の正当と不当があらためて明記されました。例えば順番外のリードで♠Qがリードされメジャーペナルティカードになりました、自分は♠AKを持っています。♠をリードすると♠Qがこのトリックでプレイされるという事実は正当な情報で♠Kをリードしなくてもかまいません。ただし♠Jがありそうだと♣に点があるなら♦はアナーはなさそうだとすることは不当な情報になります。

<<解説>> 第54条 表向きに出した順番外のオープニングリード

E. 間違った側によるオープニングリード

ディクレアラ側により行われた順番外のオープニングリードの処理が明記されました。

## 第55条 ディクレアラ側の順番外のリード

### A. ディクレアラ側のリードが受け入れられた場合

ディフェンダーによって違う選択がされたときはLHO優先と明記されました。あくまでも意見が食い違ったときの優先権がLHOにあるだけで受け入れる入れないの選択自体をRHOがすることはかまいません。

<<解説>> 取り消されたRHOの意見は不当な情報になります。

## 第57条 早まったリードやプレイ

### C. ディクレアラ側かダミーがプレイした場合

2項で、ディクレアラ側の早まったプレイは訂正できないことが明記されました。例えばフィネスするつもりでQと言ってもQと言った以上、手前でKをプレイされてもダミーからはQがプレイされたカードになります。

## 第61条 スーツにフォローしないことーリボークに関する質問

### B. リボークの可能性について質問する権利

3項にて、JCBLはディフェンダー同士のリボークの質問をすることを許可しました。ただし質問自体が不当な情報を伝える可能性があることには注意が必要です。(ダミーはディクレアラ側にしか質問できません。42条B項1)

## 第62条 リボークの訂正

### C. リボークの後プレイされたカード

3項が新しく追加されました、リボークが成立しているタイミングならば実際にリボークがあったかどうかはプレイ終了後に確認すればすむのでその場で確認する必要はないことが明記されました。

## 第63条 リボークの成立

### A. リボークの成立

3項、取りの宣言があったときのリボーク成立ですが、黙認から同意に言葉が変わりました。意味は変わっていません。同意(新規則)や黙認(旧規則)は「取りや取られの宣言」が一旦受け入れられれば発生します。

### B. 違法にリボークを指摘したとき(旧規則)

運営には関係ありませんが旧規則のこの条文が削除され、第61条で管轄団体がディフェンダー同士のリボークの質問を禁止しても、正しいカードに入れ替えたり、リボークのペナルティに対する記述がないので罰則条項がないことになってしまいました。43条B項で制限を受けたダミーが指摘したリボークは43条内で処理が記述されています。

## 第64条 リボーク成立後の手順

### A. リボーク後の調整

2項で、旧規則の「リボークの起こったトリックに対して合法的にプレイできたカードでその後トリックを取ったときは」は削除されました。したがってリボークの調整は、シンプルになりました。

言い換えると、

1. リボークを含めたトリック以降で1トリック以上勝っていたらそのうち1トリック
2. リボークしたカードが勝った場合、さらに1トリック(移すトリックがあれば)

となります。

<<解説>> 今まで2トリックの調整だったところが1トリックになるため、儲からなかったとぶつぶつ言う人が増えそうです。調整で損害を補償しきれないケースもその分いくらかは増えるので損害の査定を

する状況も少し増えるることになります。

## B. 調整なし

7項に、「同じディールで双方の側がリボークした場合」が追加されました、リボークで修正されるべき調整の量は関係ありません。

## 第65条 トリックの並べ方

### B. トリックの勝ち負けの確認

3項で、現行のトリックに限りカードの向きをただすよう、誰が、誰にでも指摘することができるようになりました。ディクレアラールだけはいつでも指摘することができます。

## 第67条 過不足のあるトリック

### B. 双方が次のトリックにプレイした後

1項で、反則者が過不足のあるトリックにプレイしていなかった場合、そのスートを持っていようと持っていまいとリボークとして扱われることになりました。

## 第68条 トリックの「取り」または「取られ」の宣言

### B. 「取られの宣言」の定義

2項で、ディフェンダーの取られの宣言がパートナーから拒否されたときに見えたカードはペナルティカードにはならず、不当な情報であることが明記されました。

### D. プレイの終了

63条でも書きましたが、「黙認」が「同意」に代わりました

## 第69条 同意された「取りの宣言」または「取られの宣言」

### A. 合意が成立した場合

「黙認の成立」は「合意の成立」となりました。

### B. ディレクターの裁定

旧規則では黙認の取り消し、旧規則は「普通にどのようにプレイしても」とあり、不合理なプレイは含まないが劣悪なプレイを含みました。新規則では「勝っていた公算が大きいトリック」語句が緩やかになりました。

## 第70条 異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」

### B. 説明の復唱

クレームミス時の処理手順が旧規則から変更されました。

新規則	旧規則
1. 復唱の要求	1. 復唱の要求
2. 反対理由の聴取	2. ハンドの公開
3. ハンドの公開	3. 反対理由の聴取

### D. ディレクターの考慮事項

1項にて、成功する新たな方針が「一切認めない」から「認めるべきではない」に変更されました。

2項にて、ディフェンダーのクレームでパートナーに選択肢がある場合は「認めるべきではない」と明言されました。

3項にて、宣言後の発言も、証拠として扱われることがあると変更されました、

### E. 説明のなかったプレイの方針

「プレイされたとディレクターがみなす順番」はJCB Lでは特に定めていません。

※ これらの変更は、より現実的な対応がディレクターに求められているということでもあります。

## 第71条 「取られの宣言」の取り消し

定義が直され、「合法的にどのようにプレイしても」が「どのような普通のプレイをしても」に変わりました。きちんとした吟味がディレクターにさらに要求されたことになります。

ここで、クレームミスについてまとめます。

時系列について

旧規則	【取りまたは取られの宣言＝プレイの終了】
	【黙認】

- 【ラウンドの終了もしくは次のボードのコール＝黙認の成立】  
【スコア訂正期限】  
新規則 【取りまたは取られの宣言＝プレイの終了】  
【同意】  
【ラウンドの終了もしくは次のボードのコール＝合意の成立】  
【スコア訂正期限】

成立前の異議申し立て（合意が成立するまで）

旧規則 「普通のプレイ」、プレイが終了したので新しい方針は一切認めない

新規則 「普通のプレイ」、プレイは終了したが、新しい方針を証拠として採用することができる

取りの宣言の取り消し（スコア訂正期間）

旧規則 「普通にどのようにプレイしても負けることがない」

新規則 「勝っていた公算が大きいトリック」

取られの宣言の取り消し（スコア訂正期間）

旧規則 「合法的にどのようにプレイしても」

新規則 「普通にどのようにプレイしても負けることがない」

## 第72条 一般原則

### A. 規則の遵守

デュブリケートブリッジ競技会の主な目的は他の競技者より高いスコアを獲得することであるとあらためて定義されました。

<<解説>> B項2は、第9条A項4と一緒に内容だが参照先が第20条F項（コールの説明）だけでなく、第62条A項（リボークを訂正する義務）、第79条A項2（取ったトリック数）になりました。

<<解説>> 第75条 説明の間違いかコールの間違いか

脚注の例が本文となり、元の本文は第20条コールの復唱と説明、第40条パートナー間の了解事項にあります。

## 第76条 見物人

電子的中継も考慮して、見物人に関する規定が管轄団体に委ねられました、JCB Lでは新たに見物人規定を設け、従来通りの規定に加え電子的中継はその限りではないことなどを明記しました。さらに追加として見物人がラウンドごとにボードを追いかけて見物することを禁止しました。

## 第78条 採点方式および試合要項

### D. 試合要項

JCB Lは開催する競技会の試合要項をすべてWeb上に掲載することとしました。

## 第79条 取ったトリック数

### C. スコアの間違い

2項において、ディレクターと主催者が認めた、合理的な理由に基づくミスは、修正期限後でも修正できるとを規定できることになりました。JCB LではHANDBOOK 競技会規定の抜粋で規定します。

## 第80条 管轄団体および関連組織

### B. 主催団体

ディレクターの権限および義務のいくつかが主催団体の権限および義務になりました。旧規則の助手の指名、参加申込、プレイの条件、スコア、報告です。

<<解説>> A. 管轄団体、JCB L公認競技会において管轄団体はJCB Lになります。

## 第81条 ディレクター

第80条のとおりいくつかの権限および義務が主催団体に移りました。ただしC項8で結果の報告等あらゆる業務が主催団体から委任されそれを執行する必要があるため基本的には今までと変わらないでしょう。



<<解説>> 第85条 合意されていない事実に関する裁定

A1 「証拠の重みで判断するという」項目が増えましたが当たり前のことが書かれただけ。

## 第86条 チーム戦または同様の試合

### A. IMP戦のアベレージスコア

アベレージの3IMPを変更することができます。主催団体が変更したい場合はJCB Lの許可が必要になります。

### D. 他のテーブルで得られたスコア

裏で結果が出てしまった場合は人為的調整スコアを自動的に与えるのではなくその結果を考慮して、トータルポイントやIMPで調整することができると明記されたうえ、「そうすべきである」と書かれました。ただし人為的調整スコアが出たボードで裏のスコアが出ていない場合はボードをカットしプレイさせるべきではありません。

## <<解説>> 第92条 上告権

### D. 上告者の同意

「不在のメンバーは同意したものと見なす。」の一文がなくなりました。したがってペア戦の場合ペアの片方が不在になると上告できません。またチーム戦の場合は上告規定で主将自身が上告を申請することとなっているので、不在メンバーに関する条文の削除は関係ありません。

## 旧規則

第17条 オークションの持続期間 E. オークション期間の終了 >> Law22B

第27条 不十分なビッド C. 順番外の不十分なビッド >> Law27A2

第34条 コールする権利の保持 >> Law17E2

第35条 認められないコールの免責 A. ダブルやリダブル >> Law36B

第35条 認められないコールの免責 B. パスを要求されているプレイヤーの行動 >> Law37B

第35条 認められないコールの免責 C. 7を超えるビッド >> Law 38

第35条 認められないコールの免責 D. 最後のパスの後のコール >> Law39

第40条 パートナー間の了解事項 A. コールやプレイを選ぶ権利 >> Law40A3, Law40C1

第40条 パートナー間の了解事項 B. パートナー間の秘密了解事項の禁止 >> Law40B5?

第40条 パートナー間の了解事項 C. ディレクターの選択権 >> Law40B6(b)

第40条 パートナー間の了解事項 D. コンベンションの規制 >> Law40B1

第40条 パートナー間の了解事項 E. コンベンションカード >> Law40B2

第56条 ディフェンダーの順番外のリード >> Law54D

第72条 一般原則 A. 規則の遵守 3、非反則者側の合法的な選択権の行使 >> Law10C3

第72条 一般原則 A. 規則の遵守 3、反則者の選択権 >> Law10C4

第72条 一般原則 B. 反則行為 1、調整スコア >> Law23

第72条 一般原則 B. 反則行為 2、意識的な違反の禁止 >> Law72B1

第72条 一般原則 B. 反則行為 3、不注意な違反 >> Law72B2、Law9A4

第72条 一般原則 B. 反則行為 4、違反の隠匿 >> Law72B3

第75条 パートナーシップ間の合意事項 A. 特別なパートナーシップ間の合意事項 >> Law40A

第75条 B. パートナーシップ間の合意事項からの逸脱 >> Law40C1, Law40C2

第75条 C. パートナーシップ間の合意事項に関する質問についての回答 >> Law40B6a

第75条 D. 説明の間違いの訂正 1、説明したプレイヤーが間違いに気づいたとき >> Law20F4

第75条 D. 説明の間違いの訂正 2、説明したプレイヤーのパートナーが間違いに気づいたとき >> Law20F5

第84条 合意がある事実に関する裁定 E. 裁量によるペナルティ >> Law84D

第86条 釣り合わない調整、ノックアウト戦 >> Law12C4

第88条 チーム戦 B. 賠償点を与えること >> Law12C2c

第89条 個人戦のペナルティ >> Law12C3

付録、管轄団体および主催団体としての規定